

彦根市地域通貨「彦」  
交付期間は  
5月30日(金)までです

「彦まちづくり推進室

平成19年度中の「美しい行為」に対する地域通貨「彦」の交付は、5月30日(金)までです。この期間を過ぎると、地域通貨をお渡しすることができません。期間内に手続きをしてください。

交付窓口 彦まちづくり推進室（市役所1階、稲枝支所）  
交付期間 5月30日(金)までの、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）  
交付に必要なもの 平成19年度美しい彦創造活動報告書・印鑑

新規登録も受け付けています

美しい彦創造活動への新規の参加登録は、随時受け付けています。多くの皆さんの登録をお待ちしています。

問い合わせ先 彦まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX 22-13988番

軽自動車税・固定資産税に関するお知らせ

「困」 税務課

平成20年度の軽自動車税、固定資産税・都市計画税の納税通知書を、5月中旬に発送しています。期限内の納付をお願いします。

身体障害者等に対する軽自動車税の減免制度

身体障害者、または精神障害者などの人が所有する軽自動車などで、もっぱら障害者が運転するもの、または障害者の通学・通勤もしくは生業のために、その障害者と生計を同じくする人が運転する軽自動車などで、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

また、身体障害者のみで構成される世帯の人が所有する軽自動車などで、もっぱら身体障害者などの通学、通院、生業のために、身体障害者などを常時介護する人が運転する軽自動車も、軽自動車税の減免を受けることができます。なお、一人の障害者につき、普通自動車を含めて、減免の対象となる軽自動車は、一台限りです。

申請手続 必要な書類を添え

# 福祉医療費受給券 福祉助成券

更新の手続きが必要です

6月30日(月)までに  
手続きを

現在お使いの福祉医療費受給券、重度障害老人等福祉助成券は、8月1日(金)から新しいものに変わります。これらの交付を受けていて、8月1日以降も引き続き医療費の受給などを受けるためには、更新の手続きが必要です。更新の手続きに必要な書類は、6月初めに郵送します。

し、所得証明書が必要な人には、9月ごろに、お知らせします。申請書の提出がない場合、新しい受給券などを受け取ることができませんので、ご注意ください。市の医療助成制度は、下の表のとおりです。該当すると思われる人は、☎保険年金課 ☎3016136番、FAX 22-13988番に お問い合わせください。

重度心身障害者(児)  
母子・父子家庭  
ひとり暮らし寡婦  
重度心身障害老人  
自己負担金が必要です

重度心身障害者(児)、母子・父子家庭、ひとり暮らし寡婦、重度心身障害老人として認定された人は、本人、配偶者、扶養義務者(保険の扶養義務者、税の扶養義務者、世帯の最多所得者)のうち、どなたか1人でも住民税が課税されていると、次のとおり自己負担金が必要です。  
入院：1日当たり1,000円  
(限度額は病院ごと1か月あたり14,000円)  
通院：1診療報酬明細書あたり500円  
(調剤報酬明細書には適用されません)

制度の別	対象となる人	申請に必要なもの
乳幼児	就学前までの乳幼児	健康保険証、印鑑
重度心身障害者(児)(0~64歳)	身体障害者手帳1~3級の人 知的障害が重度(療育手帳A1またはA2)の人 特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が1級の人	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳、または療育手帳、または特別児童扶養手当証書
重度精神障害者(児)(0~74歳) 通院医療費助成	精神障害者保健福祉手帳が1級か2級で、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人(精神障害治療のための通院医療のみ対象)	健康保険証、印鑑、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)
老人(65~69歳)	低所得者	健康保険証、印鑑
	心身障害者	健康保険証、印鑑、身体障害者手帳、または療育手帳
母子家庭	配偶者のない女子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの母と児童	健康保険証、印鑑、児童扶養手当認定通知書など
父子家庭	配偶者のない男子が、18歳未満の児童を現に扶養しているときの父と児童	健康保険証、印鑑、父子家庭福祉医療証明書
ひとり暮らし寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある人で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65歳未満の人	健康保険証、印鑑、ひとり暮らし寡婦申立書
ひとり暮らし高齢寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として18歳未満の児童を扶養していたことのある人で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続し、今後もその状態が継続する65~69歳の人	健康保険証、印鑑、ひとり暮らし高齢寡婦申立書
重度心身障害等老人(65歳以上)	後期高齢者医療制度該当者で、身体障害者手帳1~3級、または、知的障害が重度(療育手帳A1またはA2)の人	後期高齢者医療被保険者証、印鑑、身体障害者手帳、または療育手帳
重度精神障害老人(75歳以上) 通院医療費助成	後期高齢者医療制度該当者で、精神障害者保健福祉手帳が1級か2級で、精神障害者通院医療費公費負担の適用を受けている人(精神障害治療のための通院医療のみ対象)	後期高齢者医療被保険者証、印鑑、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)

福祉医療費受給券・福祉助成券の受給には、所得制限があります。また、彦根市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの課税証明書が必要です。詳しくは、☎保険年金課までお問い合わせください。

ご注意ください!

て、5月27日(火)までに、☎税務課または稲枝支所で手続きしてください。

必要書類

①身体障害者手帳(または精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳など)

※障害の級などによって、減免を受けられる範囲があります。詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

②運転する人の運転免許証

③自動車検査証(車検証)の写し

④納税通知書および納付書

⑤印鑑(認印)

※生計を同一にしない介護者が運転する場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先 ☎税務課 ☎30-6108番、FAX 22-13988番

「医療費のお知らせ」をお届けします

「困」 保険年金課

彦根市では、国民健康保険(国保)加入者や老人保健法の適用を受けていた人に「医療費のお知らせ」をお届けしています。この通知は、同じ月に医療機関で受診した人の医療費を、世帯ごとにお知らせしているものです。

皆さんに負担していただいている保険料などを、医療費として有効に活用するために、適切な受診を心がけていただくよう、今年度も引き続き実施します。

なお、通知は、国保加入者には年間6回送付します。老人保健法適用の人については、市からの送付は、1月から3月までの診療分についての通知(7月発送予定)が最後となります。4月の診療分からは、後期高齢者医療保険の対象となるため、「滋賀県後期高齢者医療広域連合」から送付されます。

問い合わせ先 ☎保険年金課 ☎30-6112番、FAX 22-13988番

クレジットカードによる納付が  
できるようになります

「困」 滋賀社会保険事務局

国民年金保険料のクレジットカードによる納付ができるようになりました。納付方法は、毎月納付、6か月前納、一年前納の3種類です。ただし、一部納付(多段階免除)が承認された期間は、ご利用いただけません。

なお、クレジットカードによる納付は、登録以降、継続

的にクレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を行い、カード会員に請求する方法です。直接金融機関などの窓口で、クレジットカードを提示し納付する方法ではありませんので、ご注意ください。

利用できるクレジットカードの種類、お申し込み方法など、詳しくは、彦根社会保険事務所に尋ねてください。

問い合わせ先 彦根社会保険事務所 ☎23-1114番、FAX 23-90388番

彦根警察署からの  
お知らせ

彦根警察署

▼「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」により、プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンは、今年4月から、琵琶湖では、使用できなくなりました。

▼プレジャーボートなどに乗船する場合は、救命胴衣(ライフジャケット)を必ず装着しましょう。

問い合わせ先 彦根警察署地域課 ☎27-0110番、FAX 27-01300番